

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

議会の議員その他非常勤の職員^の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員^の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。